

第8回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月5日（火）午後2時

2. 開催場所 おりなす八女小ホール

3. 出席農業委員（24名）

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 橋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	14番 八田 久男	15番 田形 隆徳
16番 大津 達喜	17番 伊藤 正博	18番 小川 哲朗
19番 松本 敬介	20番 井手 洋一	21番 原 義博
22番 丸林 京市	23番 堤 正義	24番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員（36名）

1番 伊藤 正二	2番 池田 和本	3番 橋爪 寿賀夫
4番 生武 光雄	5番 橋口 祐二	6番 中島 敏彦
7番 角 秀次	8番 馬場 一登	9番 末石 敏和
10番 平島 修	12番 上村 洋治	13番 中嶋 壽敏
15番 室園 千秋	17番 仁田原 正一郎	19番 松尾 康則
20番 溝田 正忠	21番 中島 清隆	22番 久木原 美成
23番 馬渡 高人	24番 古賀 則夫	25番 浅田 文男
26番 田中 勝之	27番 水本 敏明	28番 野中 敏光
29番 益本 秀明	30番 森 義則	32番 東 正洋
33番 野田 和宏	34番 平 和宣	35番 野中 昭男
37番 大石 重信	38番 江上 富男	40番 中村 善徳
41番 栗原 英喜	43番 山口 史登	44番 今村 嗣範

5. 欠席委員 農業委員（0名）

6. 欠席委員 最適化推進委員（9名）

11番 大隈 弘志	14番 松延 清隆	16番 延 和洋
18番 栗原 武治	31番 中島 広伸	36番 野中 円三
39番 松崎 保元	42番 栗原 嘉寿秀	45番 二田 俊秀

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 38号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画の意見照会について

議案第 40号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 41号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞

希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美

上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 皆様こんにちは。8月になってようやく昨日、どの地区にも雨が
降ったでしょうか。かなり雨が降ってくれたおかげでですね果樹関
係、お茶関係それから、特に水田関係は渇水状態で水不足になって
おりましたけれども、昨日の雨は本当に恵みの雨になったかと思
います。今後また農作物に関しては被害等まだまだ出てくると思
いますが、後々雨も降るそうですので、まずはそれに期待をして
いるところでございます。また8月は特に八女市を代表して、夏の甲子園
大会に西日本短期大学高等学校が続けて出場することになり開会式
をむかえているようです。八女市の代表として活躍してもらって八
女市を大々的にP Rしていただきたいなと期待しているところでご
ざいます。それでは本日は令和7年第8回農業委員会総会を開催し
ましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして
誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会
いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 24名、

農地利用最適化推進委員 36名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番 池尻 律芳 委員、7番 平井 照也 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願ひいたします。</p>
	<p>(案件朗読)</p>
事務局	<p>事務局朗読のとおり報告1件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
議長	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については15件です。総合計については、5ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地21筆のうち田13筆、畑8筆、合計面積27,576m²です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。</p>

	<p>すので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>6 ページをお願いします。</p> <p>議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 2 番お願いします。</p>
推進委員 2 番	<p>番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 2 番の説明を農業委員 4 番お願いします。</p>
農業委員 4 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。</p>

推進委員 8 番	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を農業委員 3 番お願いします。
推進委員 3 番	番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を農業委員 16 番お願いします。
農業委員 16 番	番号 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番の説明を農業委員 11 番お願いします。
農業委員 11 番	番号 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 番号 7 番の説明を最適化推進委員 40 番お願いします。
推進委員 40 番	番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を農業委員 5 番お願いします。
農業委員	番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、

5 番	譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自家消費分としてスイカなどの野菜を栽培される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を農業委員 2 3 番お願いします。
農業委員 2 3 番	番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を農業委員 2 3 番お願いします。
農業委員 2 3 番	番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 11 番の説明を最適化推進委員 30 番お願いします。</p>
推進委員 30 番	<p>番号 11 番について説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>申請地につきましては、譲り受け人の自宅に隣接しており、自家消費分の梅を栽培される予定です。収穫が安定してきたら余剰分の販売も予定しているとの事です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>番号 12 番の説明を最適化推進委員 34 番お願いします。</p>
推進委員 34 番	<p>番号 12 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員43番お願いします。</p>
推進委員 43番	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を農業委員13番お願いします。</p>
農業委員 13番	<p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を農業委員7番お願いします。</p>
農業委員 7番	<p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。今回申請の農地は隣接地と一体的に利用されます。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員7番お願いします。</p>
推進委員 7番	<p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p>

推進委員 10番	番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を農業委員2番お願いします。
農業委員 2番	番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を最適化推進委員27番お願いします。
推進委員2	番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小

7 番	と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 20 番の説明を最適化推進委員 24 番お願いします。
推進委員 24 番	番号 20 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 21 番の説明を農業委員 10 番お願いします。
農業委員 10 番	番号 21 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 申請地は譲り受け人の自宅に隣接しており、日ごろから農地の管理をされておりました。自家消費分の野菜とタケノコを作付けされる予定です。

議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 22 番の説明を最適化推進委員 43 番お願いします。
推進委員 43 番	番号 22 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、八田委員。
農業委員 14 番	申請番号の横の権利の所で、所有権移転有償、無償という言葉があるんですけど、どういう意味なのかをちょっと知らないので教えてください。
議長	これは事務局から説明させますがよろしいですか。
事務局	お答えいたします。売買で所有権移転される時は有償、贈与の場合は無償としております。
議長	ほかに質疑はありますか。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は1件です。</p> <p>番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。</p> <p>続きまして、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は5件です。</p> <p>12ページから14ページにつきましては各筆明細となっております。</p> <p>利用権設定件数は5件で、期間は10年間として再設定されたものです。</p> <p>総合計については、権利を設定する土地25筆、合計面積39,706m²です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>

	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地にある農地で第 1 種農地と判断します。</p> <p>申請目的は営農型太陽光発電設備での一時転用であります。第 1 種農地は原則許可が出来ませんが、一時的な転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められ、営農者が認定農業者である場合については、10 年間一時転用の許可ができるものとされております</p> <p>営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に比較的簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、下の農地で営農を継続しながら発電を行う取組です。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員 10 番説明をお願いします。</p>
推進委員 10 番	<p>番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、特別養護老人ホーム八女の里から南へ約 100 メートルに位置する農地です。</p> <p>(議案書朗読) この土地を、営農型太陽光発電設備用地として利用するための一時転用の申請です。</p> <p>太陽光発電設備の下の農地で栽培する作物はお茶です。</p> <p>また、隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員 19 番お願いします。</p>
農業委員 19 番	<p>7 月 25 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また、雨水については、自然流下です。</p> <p>なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。はい、牛島委員。</p>

農業委員 4 番	太陽光の下で作れる作物、これについてはみょうがとか、そういうのは聞いておりますけれども、お茶についてはその作物の中に入っているわけですか。
議 長	事務局から答弁させます。
事務局	はい、今回の申請につきまして、平均的な単収と比較しておおむね二割以上減収しないことが条件になります。今回営農計画につきましては、減収につきましては二割、なので八割お茶はとれるということで計画があがっておりまして、効率的な農業機械の利用が可能な高さという事で茶の摘採機が入れれるように最低な高さは3.3メートルということで計画があがっております。
議 長	はい牛島委員どうぞ。
農業委員 4 番	あの、この太陽光発電はフラットですか。
事務局	土地利用計画図によりますと、フラットな形で上部に設置するという計画で上がっております。
農業委員 4 番	お茶もそういう太陽光の下で作れる作物の一つということですね。
事務局	作物につきましては指定はないんですけども、この申請人も農林水産省のホームページに載ってる事例ですね、静岡県のお茶の事例だったんですけども、勉強されてから事業者とタッグを組んで営農型太陽光を設置するという案件になっております。
議 長	ほかにありませんか。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)	

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員16番説明をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は八女市忠見の不動葬祭より北へ15メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を資材置場および駐車場用地として賃貸借設定して利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員1番お願いします。</p>
推進委員 1番	<p>7月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。</p>
議長	<p>なお、この案件は始末書が添えられておりましたので、内容について事務局より報告お願いします。</p>
事務局	<p>本件は、無届で着工し、転用されていたもので、始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けております。</p>

	<p>今回の無断転用につきましては、譲り渡し人が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。</p> <p>今回の申請につきましては、先月の7月総会案件として、6月26日の1回目の現地調査をしましたが、資材保管用コンテナ等が置かれており、一時撤去するよう指導を行いましたが、7月総会まで撤去できなかったため、申請保留となっていました。</p> <p>今回改めて許可申請がなされており、7月25日の2回目の現地調査にて撤去確認できております。</p> <p>つぎに、提出された始末書の要旨をご報告いたします。</p> <p>「申請土地について、この度農地法第5条の申請をしておりますが、農地法の許可の必要性を知らず資材置場及び駐車場用地としておりました。</p> <p>本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。</p> <p>今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願ひいたします。」との内容でした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長	続いて農業委員 11 番説明をお願いします。
農業委員 11 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原の社会福祉法人伍福会の西隣の農地です。 (議案書朗読) この土地を売買で譲り受けられて、駐車場および運動場、避難場所用地として利用するための申請です。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員 19 番お願いします。
農業委員 19 番	7月 25 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。

議 長	続いて最適化推進委員 38 番説明をお願いします。
推進委員 38 番	<p>番号 3 番についてご説明いたします。申請地は上陽地区大字上横山、県道田主丸黒木線から、満治・西獄線に入り北に約 100 メートルほど進んだ先の農地です。 (議案書朗読)</p> <p>この土地を資材置き場用地として賃貸借設定して利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、特段問題はないと思います。</p>
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 40 番お願いします。
推進委員 40 番	<p>8 月 1 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上をもって議案の審議を全て終わります。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
	(閉会宣言 14 時 50 分)

令和 7 年 8 月 5 日

議 長 月 足 靖 彦

6 番 池 尻 律 芳

7 番 平 井 照 也